

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)

庁 内 各 局 部 課 長
各管区警察局長
各 方 面 本 部 長

原議保存期間	5 年 (令和 13 年 3 月 31 日まで)
有効期間	一種 (令和 13 年 3 月 31 日まで)

警察庁丙生企発第 56 号、丙人少発第 26 号
丙保発第 11 号、丙生経発第 7 号
令 和 7 年 8 月 7 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

生活安全・地域警察部門における適正捜査の推進について（通達）
生活安全・地域警察部門における適正捜査については、「生活安全・地域警察部門における適正捜査の推進について」（令和 6 年 3 月 29 日付け警察庁丙生企発第 152 号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところであるが、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について」（令和 7 年 8 月 7 日付け警察庁乙備発第 4 号ほか）を踏まえ、今後も引き続き、生活安全・地域警察部門における捜査全般に関する一層の適正化を図るため、下記施策の推進に努められたい。
なお、旧通達は廃止する。

記

1 適正捜査に関する指導体制

- (1) 警察本部生活安全部庶務担当課に、生活安全・地域警察部門において取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等を総括的に指導する職務を行う者（以下「指導官等」という。）を配置するとともに、これを効果的に運用し適正捜査の徹底を図ること。
- 加えて、警察本部に地域部が設置されている都道府県警察にあつては、警察本部地域部庶務担当課に、地域警察部門に当該指導を行う指導官等を生活安全部門の指導官等とは別に配置すること（以下、警察本部生活安全部庶務担当課及び警察本部地域部庶務担当課に配置された指導官等を「本部指導官等」という。）。
- 本部指導官等は事件の捜査に関する部内の相談・意見等を受け付け、相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる問題があれば、警察本部長（警視庁にあつては生活安全部長又は地域部長）に直接報告し、対応・是正につなげること。
- (2) 警察本部の生活安全警察部門の事件主管課及び地域警察部門における事件処理の指導担当課（以下「事件主管課等」という。）は、警察本部及び警察署が捜査又は処理する当該事件主管課等主管又は指導に係る事件に関して、取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等の観点からの指導を徹底すること。
- また、生活安全・地域警察部門が捜査又は処理する事件については、適用法令が多種多様であり、構成要件が複雑で立証が困難なものも多く含まれており、近時においても、構成要件該当性の立証が不十分であることを理由とした無罪判決が下されていることを踏まえ、事件主管課等は、警察署が捜査又は処理する事件について、十分な立証を確保するために必要となる捜査上の留意事項についても

指導を徹底すること。

指導に当たっては、事件主管課等において当該指導の役割を担う者を明確にし必要な指導を行うこととし、各都道府県警察の規模や体制等、実情に応じて、必要な指導体制を構築するものとする。なお、少年事件においては、「非行なし」決定事件等の絶無を期すべく、「少年警察活動推進上の留意事項について」（令和5年7月28日付け警察庁乙生発第6号）に規定する少年事件指導官が当該指導の役割を担うものとする。

- (3) 本部指導官等と事件主管課等は連携を密にし、取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等に関する指導に際し齟齬のないよう努めること。

2 指導・教養の充実

取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対策等については、その趣旨や意義のみならず、これらの観点を踏まえた具体的な措置要領を、新任捜査員等に限らず指導的立場にある者に対しても、その能力・経験に応じた具体的かつ継続的な指導を行うこと。

また、捜査指揮能力及び捜査実務能力の向上を図るため、部下職員を警察庁が実施する専科教養等に積極的に参加させるほか、各都道府県警察の実情に応じ教養・研修の充実を図ること。加えて、捜査員に多様な捜査経験を付与するため、他部門との人事交流等を推進し、人材を計画的に育成すること。

3 捜査指揮の徹底による適正捜査の推進

本部指導官等による指導が行われても、実質的な適正捜査の推進は、現に捜査を行っている部署の捜査幹部が捜査指揮を通じて行うものであることに変わりはない。

生活安全・地域警察部門の各級幹部は、捜査指揮を徹底し、取調べをはじめとする捜査全般の一層の適正化を図ること。

4 よりよい捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化

平素から課題解決に向けて階級に関係なく率直に意見を出し合うことのできる開かれた環境づくりのための、幹部の意識改革を進めること。

また、警務部門等が設置する各種窓口で受け付けた相談・通報についても、必要に応じ、相談者・通報者の保護に適切な配慮をした上で、警察本部生活安全・地域警察部幹部に共有し、生活安全・地域警察部門における捜査運営の改善、勤務環境の整備等に活用すること。